

美術教育の基本としての鑑賞(Ⅱ)

——小・中学校美術教育における学習内容について——

橋 本 泰 幸

Appreciation as the Basis of Artistic Education (II)

Hiroyuki HASHIMOTO

((ま え が き))

本稿は鹿児島大学教育学部研究紀要(第24巻)所載の論文の続きである。前稿、美術教育の基本としての鑑賞(Ⅰ)——小・中学校美術教育における鑑賞教育の意義——の中で、私は小・中学校美術教育の目的は鑑賞の態度の育成にあると述べた。そして、この場合の鑑賞の意味が、芸術作品と個人のかかわりにおけるものだけを指すのではなく、広く環境と個人のかかわりを指しているとした。人はこのかかわりの中で、自己を自覚し、自己の確立をはかる。そして、この行為こそが、鑑賞の行為であると考えたのである。

美術教育における学習の目標をこのようにとらえた時、いかなる学習の内容が考えられるか究明するのが、本稿の目的である。

I.

現在、文部省の学習指導要領(小学校43年改訂、中学校44年改訂)では、この教科が絵画、彫塑、デザイン、工芸(小学校では工作)、鑑賞の五領域に分けられている。そして、この四つの領域の表現活動と鑑賞活動を深めてゆくことで、最終的にはお互に関連づけ、この教科の目標を達成しようとする。

ここでは、学習内容を問題にしているのだが、はじめに、この五つの領域分けが適切なものであるのかどうか検討する必要がある。それは、このことがこの教科の目標と密接に関係しているからである。

例えば、この教科の目標を、ただ創造性の育成とした場合であるが、造形活動は総て創造活動の一種類なのであるから、そこで行われる学習は、いかなる表現の形式——絵画、彫塑、デザイン、工芸、でも良いということになる。すると、指導要領のこのような領域分けと、各領域に対する時間配分などは何等根拠を持たなくなる。

しかし実際は、この教科の目標は、ただ創造性の育成にあるのではなく、その創造性を生活の中に生かすことにあると考えるべきである。

芸術活動が、創造性と個性的思考を必要とすることは当然であり、又この活動をすることによって、調和的人間の育成あるいは情操の陶冶が可能であるということは、今日一般に認められている。したがって、芸術活動を通して行なわれる芸術教育が、これ等のことを指向するのも当然であり、これをもって「芸術を通しての教育」と考えるのも不思議はない。

しかし、ここで考えているところの芸術教育は、芸術を単に手段として使う教育を意味しているのではなく、芸術そのものに対する理解ないしはそれ自身の教養を身につけることをも目的に持つ教育である。そして、そこで養われた芸術理解の態度を、何等かの仕方社会集団、生活の中に(特に造形文化に関して)生かすことを意図する教育とここでは限定したい。

以上のような意味から美術教育を考えると、学習する表現形式がなんであっても教育が可能であるという先程の仮定は、成立しない。それは同時に、学習指導要領に記された学習内容が適切であるということでもない。

我々は今、美術教育の学習内容を考えるにあたって、与えられたものとしてこの領域の学習を受けとめ、その上で時間配分あるいは、各領域の系統性を云々するのではなく、つまり枠の中での操作ではなく、この枠自体のあり方を考えなおさなければならないのだ。そして、これについての検討は、この教科の「目標」「内容」「方法」の三つの関連のうちで行われなければならない。現在迄の美術教育(昭和20年以降)では、この三者がいずれもあいまいな観念でしか把握されていない。

「目標」に関して言えば、一般的意味に於ては他のものより明らかにされているといえるが、学校教育として行われるものとしてのそれではなかった。これは、学校教育の指向するものが、学校教育の中だけでのみ達成出来る性格のものではなく、学校教育を含め、社会教育、家庭教育の中で行われなければならないのであって、その中で学校教育の一教科としての分担ないし役割の上に目標を設定しなかったということである。

「内容」に関しては「目標」に関して行われたことが反映しているのであるが、具体的には、子供の造形活動とはまったく関係なく大人の表現形式をとり入れたにすぎないものであることがあげられる。

「方法」に関して、これについてはほとんど無いのではないか。これは、戦後の美術教育の姿勢によるのであろうが、子供の創造あるいは個性の尊重ということで放任の形は生みだしたが、方法を持って指導することはなかった。つまりそれを持つこと自体子供の自由を妨げると考えたのである。そして子供と教師の信頼関係にのみ頼ったのである。すなわち、これは、自由の名のもとに、教育の責任をのがれたことを意味するのではないか。

結局、この「内容」や「方法」にしても、適格なものを用意出来なかったということは(研究自体は現在も数多く発表されているが、それ等の研究が、子供のその時の生活、能力を目的とするものであったりして、その成果が、人間として生きること、生活すること等の能力とどう結びついてゆくのかについて明確な答をもつものが少いということである。)この教科の「目標」を学校教育

の一教科としての観点から規定するという基本的な事項に関する認識を欠いたことによるものであろう。(この点について、前稿ではこれを鑑賞態度の育成としたのであるが、これは本稿で後に触れる様に、幼・小・中・高の各学校で行われる美術教育の結果として最終目標を意味するものである。したがってこの目標に基づいて一貫した教育内容と方法が用意されなければならないということである)そして同時に、学校教育という立場より出てくるのであるが、現代の造形文化に対する理解も欠けていたといわざるをえない。この二点からの考察に基づいて、前稿では「目標」に関してある程度の目安を得たと考えるので、ここでも同様にこの二点からこの教科の学習内容を考えてみる。

II. 学校教育として考える美術教育

II-(1)

我々人間の生活様式は、長い歴史と社会的関連のうちにつくられてきたものであって、それは、他の動物に見られる様な、与えられた自然に対し生得的なしかたで働きかけることによって形成されるような本能的所産ではない。

したがってこの様式は、我々が持つ単なる本能的適応能力だけでは対応出来るものではない。そのため、子供達は、成人した時に社会の成員にふさわしい生活を行うためにも、この社会の生活様式を学習し身につけなければならない。

ここに子供達にとっては、学習の存在が必然となり、社会には、その学習を指導する、つまり子供達を社会の要求する価値に向って形成する必要が生まれるのである。

この社会側の形成の働きかけが、広い意味で教育といわれるものである。したがって教育は、個人の人格を尊重しつつ、すでに社会にある技術・学問・芸術・道徳・宗教等の伝達、つまり文化の伝達によって、被教育者をして社会生活に参加させる作用である。

学校教育は、上記の教育一般の果す役割と同じ性格を持つのであるが、この社会の側からの形成の働きを意図的かつ計画的に行うために、特に教育の場として設定したものをいうのである。

したがって学校教育の一教科である図画工作科・美術科は、当然上記の任務を果たすものでなければならない。

それでは、美術教育における任務を考えると、実際には以下のような意味に分かれるだろう。つまり、美術教育を、文化の伝承者としての素地の形成(精神面の形成)にのみ働きかけるものとして扱うのか、それとも、以上のことを含みつつ今日の造形文化に積極的に働きかけ、同時にそれを変革してゆく力までも含めて養うものとするかということである。ここでは先に述べた様に後者をとるがこれは、芸術教育が、他の知的理解教育と比較してとくに人間が人間として成長する上で、重要かつ中心的役割を持つものであるということの認識の上にならなければならない。さらに本教育の任務を拡大したことを意味する。私自身も芸術教育が、他の教育の基礎として行われるべきであると考え

ているし¹⁾、それが行われるならば、必ずや、それぞれの教育の中に、その教育効果を発見するにちがいないと確信している。この理由はとりもおさず芸術教育が、人間そのものに直接に働きかける教育に他ならないからである。このように、芸術教育は、人間精神の中に沈潜するものであり、その効果は人間活動の総てに現われると考えるべきである。しかし同時に又、それが美術教育であるならば、それ自身の効果として直接的に今日の造形文化に反映してゆくものを持つべきである。したがって美術教育は、一教科としてなにを果たし得るのかという厳密な分析を必要とするのだ。

Ⅱ-(2)

この観点より、今日まで行われてきた美術教育を考えると、そこには今日の造形文化に適応し、同時にそれに対し発展的な働きかけの出来る人間を期待する意図が、非常に少なかったと言えるのではないか。この原因はなににあったのか。

一つは、教育と芸術(この場合は造形美術であるが)この二律背反する概念をそのうちに含む美術教育の概念が、確実性を欠いていたことによる。美術教育は、他の知的理解教育とは異なる教育哲学を持つものであるが、美術教育者が余りにもその点を強調し、教育という立場をその概念より削除してしまったのだ。美術教育は、造形活動を通して情操・個性・感情・創造性など人間の内面にかかわるものの涵養・尊重・解放・開発を指向し、その面から人間形成を果たそうとしたのであったが、結果は美的造形活動が、単に精神の解放あるいは治療の一手段となってしまい、それに基づくところのその後の教育が忘れられてしまったのである。

他の一つは、日本の教育行政による芸術教科軽視の傾向である。先に述べた様に、芸術教育は、人間を育てるという内よりの働きかけと、造形文化に働きかけるという二つの面を持っている。そして前者の人間を育てるという機能に関していえば、これはあらゆる教科の基礎教育としての性格を持っているということに他ならない。それにもかかわらず、現今の我国の初等・中等教育に関しては「学力偏重」が叫ばれてすでに久しいが、一向に改まる気配もなく、かえって受験体制と結びついて受験科目優先主義を引きおこし、「主要教科」なるまことにおかしな言葉まで生んでいる。このような知識注入教育体制の中で、芸術教科はますますその位置をせばめられてきている。例えば、中学校に於ける美術科の授業時間削減や、

注

昭和22年以来、美術科の前身である図画工作科(中学校)では1・2・3の各学年、2時間の授業時間を持っていたが、昭和33年の指導要領改訂で2・3年が各1時間となりいわゆる2・1・1の配分にかわる。これは、それまでの図画工作科が、芸術性創造性を主体とする表現及び鑑賞と、科学性・技術性を主体とする表現及び鑑賞の二つの内容を扱っていたのであるが、ここで後者のうちの工作及び図法製図一生産技術に関する部分を、新設の技術科が扱うことになったことによる。これは実際的には、「デザイン」の内容と関係しており、美術科の扱うデザインを特に「美術的デザイン」として視覚的效果を主とするものに限定し、工作的技術を主とするものを技術科の内容としたのである。これによって、本来美術科の中に統一されるべき技術は単なる技術として分離されてしまい、工作教育は事実上消滅するのである。

これは、この時の改訂の基本方針である、道徳教育の徹底、基礎学力の充実、科学技術教育の充実、児童生徒の能力・適性・進路に応じた教育の実施等に基づいてなされたのであるが、なん等教育本来の姿に基づくものではなかった。

昭和44年改訂の学習指導要領では、学習内容に工芸が導入され、2年の学習時間が2時間となり、2・2・1とわずかであるが元にもどった。これは、単に技術として学ぶのではなく、工芸活動として物を作り・使用することの重要性が再認識されたのであろう。

高等学校に於ける必修科目よりの削除は、結局幼・小・中・高と一貫した教育体制を不可能にし、本格的に始まろうとする美術教育を阻害しているのであり、同時に、美術教育の教育効果を失なわしめる原因でもある。つまり、幼・小学校期に行われる造形活動は、美術教育という範囲だけより見るものではなく、すべての教育に共通する活動といえる。そして、そこで体験された、創造の喜び、驚き、感激等の上に立って、つまり精神の自由を獲得した上に立って、中等教育の場で教育として成立する美術教育が行われなければならない。しかるに今日行われている美術教育は、その後半の教育の重要性を見落している。

過去100年の日本の教育の中で、義務教育年限の延長が証明するように、今日の社会に於てはその学習内容が、質的に量的に高くかつ多いものであることを必要とする。そして今、この学習内容に関して言えば、準義務化している幼稚園・高等学校を含め、幼・小・中・高と一貫した教育体制の中で、各教科の質・量の両面より、その水準・程度の検討が必要であり、同時に最終段階である高等学校終了時に於ての到達すべき目標（学力）をはっきり定め、その上で各学校の分担範囲を決めるということが行われなければならないのである。この面よりの考察が美術教育に欠けていたのではなかったか。これは、現在使用されている学習指導要領に於ける美術教育の目標に具体的に示されている。

注

小学校学習指導要領 第6節 図画工作（昭和43年改訂，46年4月1日施行）

「造形活動を通して、美的情操を養うとともに、創造的表現能力をのばし、技術を尊重し」「造形能力を生活に生かす態度を育てる。」

- 1 色や形の構成を考えて表現し鑑賞することにより、造形的な美の感覚の発達を図る。
- 2 絵であらわす、彫塑であらわす、デザインする・工作する・鑑賞することにより、造形的に見る力や構想する力をのばす。
- 3 造形活動に必要な初歩的な技法を理解させるとともに、造形的に表現する技能を育てる。

中学校学習指導要領 第6節 美術（昭和44年改訂，47年4月1日施行）

「美術の表現と鑑賞の能力を高め、情操を豊かにするとともに」「創造活動の基礎的な能力を養う」

- 1 絵画および彫塑の表現を通して、美的直観力や想像力を育て、それを率直に表わす能力や態度を養い、自己表現の喜びを味わわせる。
- 2 デザインおよび工芸の計画や製作を通して、用途に伴う条件をもとに構想を練り、美的にまとめる能力や態度を養い、製作する喜びを味わわせる。
- 3 美術の表現や鑑賞を通して、自然や造形作品に対する審美性を豊かにし、美術文化を愛好する態度

を育てる。

- 4 美術の表現や鑑賞を通して、美術的な能力を生活に生かす態度や習慣を育てる。

高等学校学習指導要領 第6節 芸術（昭和45年改訂，48年施行）

芸術的能力を伸ばし、情操を豊かにするとともに、創造性に豊む個性豊かな人間の形成を目指す。

1・2・3 略

美術Ⅰ

- 1 絵画，彫塑，デザインなどの学習を通して，美的直観力を養い，表現する喜びを得させる。
- 2 すぐれた美術作品に親しませ，鑑賞能力を養うとともに，表現学習に生かす態度を養う。
- 3 美術的な能力を生活に生かす態度を養い，美術と人生との関連に関心をもち，美術文化を愛好し尊重する態度を養う。

美術Ⅱ，美術Ⅲ，工芸Ⅰ，工芸Ⅱ，工芸Ⅲ 略

参考としてあげた，これ等小・中・高の目標をみても，二つの群に分けられている。ひとつは(1) 個人のうちに帰するもの——人間形成に関するもの——，他のひとつは(2) 個人の得たものを社会生活との関連の中に生かすものである。これは，(1)によって形成された自己を社会生活の中に位置づけることであり，この場合は，造形能力を生活に生かすということでそれを果たす。(1)の受身的性格に対し，(2)は積極的性格を持ち，これは人間の生きるという態度である。(ここでいう受身的とか積極的とか言った意味は，対社会生活についてのことである。表現・鑑賞の行為は十分に創造的かつ積極的行為であるが，学校教育に於けるそれは対社会的意味ではなく自己の形成に働くものであり，その意味で受身的性格とした。)同時にこれは，教育の結果として当然人間に期待されるべき姿でもある。したがって美術教育にとっても最終的目標はといえば，この(2)群がとりあげられるはずである。

しかるに，この(2)群，すなわち「造形能力を生活に生かす」は，小・中・高と一貫して扱われていない。

小・中の総括目標をそれぞれ前半と後半に分けてみると，小学校目標は，「造形活動を通して，美的情操を養うとともに，創造的表現能力をのばし，技術を尊重し」と「造形能力を生活に生かす態度を育てる」に分かれる。中学校目標は，「美術の表現と鑑賞の能力を高め，情操を豊かにするとともに」と「創造活動の基礎的な能力を養う」に分かれる。これ等の前半部は小・中学校とも同一の内容であるが，後半部は違う。かんじんの小学校目標後半部は，中学校目標では具体目標(3)，(4)として記されている。そして中学校目標後半部は，実は前半のくりかえしにすぎない。つまり前半の活動を行うこと自体が，創造活動の基礎能力を養うことであり，この意味から前半後半は同一の内容となり，したがって中学校の総括目標は，創造活動の一形式である美術活動を行うことで，創造的基礎能力を養おうといっているのである。高等学校の総括目標をみても，同様な扱い方である。

この様に本来学校教育で担当すべき「造形能力を養い，それを生活に生かす態度を育てる」という目標が，中・高の総括目標からはずれているということは，結局学校教育という立場からの理解

